

児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当

1 受給資格者

次の要件に当てはまる18歳以下の(18歳到達年度の末日)の児童(一定の障害があるときは、20歳未満)を監護している父・母・養育している方に支給されます。

①父母が婚姻を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母が重度の障害にある児童④母が婚姻しないで生まれた児童 ⑤父・母とも不明である児童 など

ただし、公的年金等を受けている場合や、父又は母の配偶者(内縁関係を含む)に養育されている場合などは手当を受けることができません。

また、請求者および扶養義務者の所得によって手当が支給されない場合もあります。

2 手当額(月額)

請求者の所得および児童数によって支給額が異なります。

4月、8月、12月に前月までの4か月分が支給されます。

平成26年4月改定月額

平成26年4月改定月額		
一部支給額	全部支給額	区分
41,010円～9,680円	41,020円	1人
上記+5,000円		2人
1人増につき+3,000円		3人目以降

※手当の支給を受けた方は自ら進んでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めることが義務づけられています。

特別児童扶養手当

1 受給資格者

満20歳未満で精神または、身体に法律で定める障害のある児童を養育する父母または養育者

ただし、児童が障害を理由とする年金給付を受けている場合や、福祉施設に入所している場合は手当を受けることができません。

2 手当額(平成26年4月改定月額)

1級 49,900円

2級 33,230円

4月、8月、11月に前月までの4か月分(11月については当月まで)が支給されます。

※詳細については福祉課福祉係までお問い合わせください。

問合せ先 役場福祉課福祉係 ☎ (574) 2214

平成26年4月からの水道料金・下水道使用料の改定のお知らせ

平素より本町の水道・下水道事業にご理解をいただき心より感謝申し上げます。

さて本年4月1日より消費税が5%から8%に改正されるのに伴い水道料金・下水道使用料も下表のとおり消費税分の改正となりましたのでお知らせいたします。

4月分の水道料金・下水道使用料の基本料金は新料金、超過料金は旧料金で計算します。

例) 4月分(4月の基本料金+3月の超過料金) 一般用 使用水量 12tの場合

水道(基本料金) 2,160円(新料金) + (超過料金) 240円(旧料金) × 4t = 3,120円

下水道(基本料金) 1,230円(新料金) + (超過料金) 160円(旧料金) × 4t = 1,870円

4月からの水道料金

用途	料金		超過料金 (1㎡につき)
	基本料金(1か月)	水量	
一般用	2,100円→2,160円	1戸 8㎡まで	22㎡以下 240円→247円 23～292㎡以下 190円→195円 293㎡以上 170円→174円
営業用 (飲食店・理美容室・食品製造・ガソリンスタンド等)	4,080円→4,190円	1戸 15㎡まで	85㎡以下 260円→267円 86㎡以上 240円→247円
団体用 (事務所・事業所等)	4,080円→4,190円	1戸 15㎡まで	290円→299円
工業用 (水産加工業・クリーニング業等)	7,800円→8,020円	1戸 50㎡まで	50㎡以下 260円→267円 51㎡以上 240円→247円
定期利用場用 (農業・漁業経営等で季節的に使用)	22,800円→23,450円	1戸 100㎡まで	220円→226円
臨時給水用 (工事等で使用)	8,400円→8,640円	1戸 50㎡まで	150円→154円
収容施設用 (公衆浴場・特別養護老人ホーム等)	10,800円→11,100円	1戸 100㎡まで	80円→83円
集会場用 (行政区が所有または管理する集会施設)	7,200円→7,400円	1戸 50㎡まで	240円→247円

※集会場用の「基本料金(1か月)」を「基本料金(1か年)」に読み替える。

4月からの下水道使用料

用途	料金		超過料金 (1㎡につき)
	基本料金(1か月)	汚水量	
一般用	1,200円→1,230円	1戸 8㎡まで	160円→165円
収容施設用	5,000円→5,140円	1戸 100㎡まで	50円→51円

※問い合わせ質問等は下記までお願いいたします。

問合せ先 役場施設課水道係、下水道係 ☎ (574) 2215